

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年8月12日

【四半期会計期間】 第85期第1四半期(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

【会社名】 株式会社立花エレテック

【英訳名】 TACHIBANA ELETECH CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 渡邊 武雄

【本店の所在の場所】 大阪市西区西本町1丁目13番25号

【電話番号】 大阪06(6539)8800(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理部門担当 住谷 正志

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区西本町1丁目13番25号

【電話番号】 大阪06(6539)8800(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員管理部門担当 住谷 正志

【縦覧に供する場所】 株式会社立花エレテック東京支社
(東京都港区芝公園2丁目4番1号)

株式会社立花エレテック名古屋支社
(名古屋市東区葵3丁目15番31号)

株式会社立花エレテック神奈川支店
(横浜市神奈川区金港町2番地6)

株式会社立花エレテック神戸支店
(神戸市中央区西町35番地)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次 会計期間	第84期 第1四半期 連結累計期間		第85期 第1四半期 連結累計期間		第84期	
	自 至	平成24年4月1日 平成24年6月30日	自 至	平成25年4月1日 平成25年6月30日	自 至	平成24年4月1日 平成25年3月31日
売上高 (百万円)		27,200		30,053		123,792
経常利益 (百万円)		711		1,006		4,101
四半期(当期)純利益 (百万円)		444		713		2,796
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)		183		1,246		3,501
純資産額 (百万円)		36,979		41,125		40,088
総資産額 (百万円)		75,561		82,024		82,674
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)		21.38		34.35		134.60
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)		-		-		-
自己資本比率 (%)		48.8		50.1		48.4

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社企業グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、円高基調の是正や新政権による経済対策の期待感があるものの、新興国・中国経済の減速など総じて厳しい状況で推移いたしました。

このような情勢のなかで当社企業グループは、中国をはじめ東南アジアでの海外ビジネスを積極的に推進してまいりました。また、当社企業グループとしてのシナジー効果を追求するとともに、本年4月に立ち上げた電子機器の受託生産及び金属加工の受託生産を統合したMS（マニファクチャリング・サービス）事業を積極的に推進するなど、技術商社としての市場ニーズに応えるべく取り組んでまいりました。

その結果、第1四半期連結累計期間の業績は、売上高300億53百万円（前年同期比10.5%増）、営業利益5億49百万円（前年同期比23.6%増）、経常利益10億6百万円（前年同期比41.4%増）、四半期純利益7億13百万円（前年同期比60.6%増）となりました。

セグメント別については以下の通りであります。

〔FAシステム事業〕

売上高:140億56百万円(前年同期比10.3%増)、営業利益:3億8百万円(前年同期比9.0%減)

FA機器分野は、半導体や液晶製造装置メーカーなどの設備投資の回復も弱く、プログラマブルコントローラやインバータ、ACサーボなど主力商品が低調に推移いたしました。

産業機械分野は、自動車及び建機関連の受注が増加したことによりワイヤカット放電加工機やレーザー加工機が大幅に伸長いたしました。

〔半導体デバイス事業〕

売上高:119億6百万円(前年同期比9.8%増)、営業利益:4億13百万円(前年同期比67.7%増)

半導体デバイス事業分野は、国内家電向けの受注減少により、民生分野向けのマイコンやパワーモジュールが低調に推移いたしました。連結子会社として本年2月に営業を開始した半導体製品の販売及び電子部品等のコンポーネントを製作する株式会社立花デバイスコンポーネントが販売に大きく貢献いたしました。また、海外子会社におきましてモタチバナセールス（シンガポール）社及び立花機電貿易（上海）有限公司を中心に大幅に伸長いたしました。

〔施設事業〕

売上高:23億96百万円(前年同期比17.6%増)、営業損失:52百万円(前年同期は54百万円の損失)

施設事業分野は、ビル用マルチエアコンや店舗用パッケージエアコンは物件納入が少なく低調に推移いたしました。オール電化マンション向けにルームエアコンが好調に推移いたしました。また、大型ショッピングビル竣工に伴う昇降機設備や産業用太陽光発電設備が大幅に伸長するとともに非常用発電設備も好調に推移いたしました。

〔情報通信事業〕

売上高: 8億80百万円(前年同期比2.0%減)、営業損失:38百万円(前年同期は55百万円の損失)
情報通信事業分野は、シンクライアントやコンピューター周辺装置が低調な推移となりましたが、パソコンやタッチパネルモニタが好調に推移いたしました。

〔その他〕

売上高: 8億12百万円(前年同期比19.8%増)、営業損失:81百万円(前年同期は30百万円の損失)
ソリューション事業分野は、産業用太陽光発電システムが増加いたしました。
MS事業分野は、電子機器の受託生産が順調に推移するとともに取り扱い品種の増加に伴い立体駐車場金属部材が大幅に増加いたしました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における資産合計は、820億24百万円となり前連結会計年度末に比べ6億50百万円減少いたしました。

流動資産は646億81百万円となり前連結会計年度末に比べ13億23百万円減少いたしました。この主な要因は、受取手形及び売掛金の減少10億47百万円、たな卸資産の増加10億47百万円、未収入金の減少8億49百万円によるものであります。

固定資産は173億42百万円となり前連結会計年度末に比べ6億72百万円増加いたしました。この主な要因は、投資有価証券の増加7億63百万円によるものであります。

当第1四半期連結会計期間末における負債合計は、408億98百万円となり前連結会計年度末に比べ16億87百万円減少いたしました。

流動負債は383億82百万円となり前連結会計年度末に比べ15億86百万円減少いたしました。この主な要因は、支払手形及び買掛金の減少6億56百万円、賞与引当金の減少4億26百万円によるものであります。

固定負債は25億16百万円となり前連結会計年度末に比べ1億1百万円減少いたしました。この主な要因は、長期借入金の減少1億7百万円、負ののれんの減少1億25百万円、繰延税金負債の増加1億59百万円によるものであります。

当第1四半期連結会計期間末における純資産合計は、411億25百万円となり前連結会計年度末に比べ10億37百万円増加いたしました。この主な要因は、利益剰余金の増加5億5百万円、その他有価証券評価差額金の増加3億5百万円、為替換算調整勘定の増加2億31百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社企業グループにおける事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

買収防衛策について

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的に、平成19年6月28日開催の第78回定時株主総会において、株主の皆様にご承認をいただき「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」を導入いたしました。

その後、平成22年5月24日開催の当社取締役会において、かかる買収防衛策を一部変更及び継続することを決議し、変更後の「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下、「旧プラン」といいます。)の継続について、平成22年6月29日開催の第81回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただきました。

また、この旧プランは、その有効期間が「株主の皆様のご承認をいただいた時から、承認後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（平成25年6月開催予定）の終結の時まで」となっていたことから、当社取締役会は、旧プランの廃止、内容の変更、継続等について、平成20年6月30日付企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び近時の経済情勢等を踏まえ慎重に検討を重ねてまいりましたが、平成25年5月27日開催の当社取締役会において、旧プランを踏襲しつつ内容を一部変更の上、平成25年6月27日開催の第84回定時株主総会に付議し、大規模買付行為がなされた場合の対応方針に関する「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「**本プラン**」という。）継続について、株主の皆様のご承認を得ております。

・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上に資する者が望ましいと考えております。

もっとも、当社は、公開会社として当社株式の自由な売買を株式市場に委ねている以上、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様ご意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には当社株式を保有する株主の皆様ご判断に委ねられるべきものであると考えます。加えて、かかる支配権の移転を伴う買付提案が、当社取締役会の賛同を得ずに行われる行為であっても、当社や株主の皆様ご利益に資するものであれば、これを一概に否定するものでもありません。

しかしながら、当社株式の大規模買付行為や買付提案の中には、株主の皆様ご利益に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主の皆様ご買付の条件等について検討することや当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件が当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切であるもの等、株主共同の利益を毀損しかねないものも考えられます。

このような大規模買付者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

将来当社が、このような濫用的な買収行為の対象となった場合、当社や株主の皆様ご利益に資するものであるか否かを株主の皆様ご合理的かつ適切に判断していただくためには、当社取締役会は大規模買付者との交渉に必要なかつ十分な機会を確保し、大規模買付者の提案や当社取締役会の評価意見並びに代替案等の情報を株主の皆様ごに提供することが重要であると考えております。

以上のことを考慮した結果、当社は、大規模買付行為において株主の皆様ご合理的かつ適切なご判断をしていただくための情報を提供するためには、当社が事前警告型買収防衛策として設定した本プランを継続し、大規模買付者には大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供していただき、当社取締役会として一定の評価期間を設けることが当社並びに株主全体の利益を守るために必要であると考えております。

・ 本プランの概要

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、大規模買付者の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または、結果として議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為に関する事前警告型の買収対応策です。

大規模買付者には、予め本プランに定められたルール（以下、「**大規模買付ルール**」という。）に従っていただくことといたします。

大規模買付ルールは、株主の皆様ご合理的かつ適切なご判断をしていただくための情報を提供するため、大規模買付行為が実行される前に、当社取締役会が、大規模買付行為の評価・検討を行う上で必要かつ十分な情報（以下、「**大規模買付情報**」という。）の提供を大規模買付者に求め、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後、大規模買付行為を開始することを認める、というものです。

なお、当社取締役会が、大規模買付行為に関して一定の評価を行うにあたり、本プランを適正に運

用するとともに当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した特別委員会を設置いたします。

当社取締役会は、大規模買付行為に対し、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権無償割当ての発行等、会社法、金融商品取引法、その他の法律が認めるその時点で最も適した対抗措置（以下、「**対抗措置**」という。）を発動するか否かについて、決議するものとします。

本プランで定める手続きの流れは次のとおりです。

大規模買付者に対し、当社取締役会宛に大規模買付ルールに従う旨の意向表明書の提出を求めます。

当社取締役会は、事前に大規模買付者から当該大規模買付行為に関する大規模買付情報の提供を求め、それらの情報の検討等を行う時間を確保いたします。

当社取締役会は、大規模買付者より提供された情報について、特別委員会に提供するとともに一定の評価・検討を行った上で、株主の皆様当社取締役会としての評価意見や必要に応じて代替案を提供いたします。

当社取締役会は、当該大規模買付行為に対し、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動をするか否かについて、決議するものとします。

なお、特別委員会は、対抗措置の発動をするか否かについての勧告に際し、株主の皆様の意思確認を行うための会社法上の株主総会（以下、「**株主確認総会**」という。）を開催すべき旨を併せて勧告できるものとします。

なお、本プランの詳細については、当社ホームページ（<http://www.tachibana.co.jp/>）に掲載しております。

本プランの合理性

1. 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本プランは、平成17年5月27日に経済産業省及び法務省により策定・公表された「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」及び平成20年6月30日に経済産業省の企業価値研究会により策定・公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛の在り方」並びに東京証券取引所の有価証券上場規程第440条に定める買収防衛策の導入に係る尊重事項を踏まえ、これらの指針等を充足する設計としております。

2. 株主総会決議による導入と有効期間等を定めたサンセット条項の設定

本プランは、株主の皆様の意思を尊重するために、株主総会のご承認を経て導入されるものであり、本プランの決定機関を明確にするために、当社定款に本プランに導入等の決定機関を定めております。

本プランの有効期間につきましても、平成25年6月27日開催の当社第84回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいた時から、承認後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（平成28年6月開催予定）の終結の時までと定めております。

なお、本プランが有効期間中であっても当社株主総会あるいは当社取締役会の決議によって、本プランを廃止できるものとしております。

以上のことから、本プランは、株主の皆様の意思に基づくものと考えております。

3. 特別委員会の意見の最大限の尊重

当社取締役会は、大規模買付者が提出した大規模買付情報が大規模買付ルールを遵守しているか否か、あるいは当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるものであるか否かの判断について、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した特別委員会の意見を最大限尊重いたします。

4. 対抗措置の発動における株主意思の反映機会の確保

本プランは、大規模買付行為に対する対抗措置の発動については、原則として取締役会の決議により決定いたしますが、株主の皆様の意思を尊重するために、株主確認総会のご承認を経て対抗措置の発動または発動しないことを決定することもできるものとし、当社定款に対抗措置の発動に関する決定機関を定めております。

5. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会または株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止または変更することができるものとされており、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	21,381,102	21,381,102	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	21,381,102	21,381,102		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成25年6月30日		21,381		5,692		5,492

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 602,700		
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,732,700	207,327	
単元未満株式	普通株式 45,702		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	21,381,102		
総株主の議決権		207,327	

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式100株(議決権1個)が含まれております。

【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社立花エレクトック	大阪市西区西本町 1丁目13番25号	602,700		602,700	2.82
計		602,700		602,700	2.82

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	12,574	12,631
受取手形及び売掛金	1 41,879	1 40,832
有価証券	399	300
たな卸資産	8,235	9,282
その他	2,980	1,694
貸倒引当金	64	59
流動資産合計	66,004	64,681
固定資産		
有形固定資産	3,503	3,471
無形固定資産	279	260
投資その他の資産		
投資有価証券	11,801	12,564
その他	1,136	1,096
貸倒引当金	50	49
投資その他の資産合計	12,886	13,611
固定資産合計	16,670	17,342
資産合計	82,674	82,024
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1 33,721	1 33,064
短期借入金	2,040	2,011
未払法人税等	653	310
賞与引当金	791	365
その他	2,760	2,630
流動負債合計	39,968	38,382
固定負債		
長期借入金	558	450
退職給付引当金	651	622
負ののれん	876	750
その他	532	692
固定負債合計	2,618	2,516
負債合計	42,586	40,898

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,692	5,692
資本剰余金	5,571	5,571
利益剰余金	28,441	28,946
自己株式	496	496
株主資本合計	39,207	39,713
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,124	1,430
繰延ヘッジ損益	4	0
為替換算調整勘定	322	90
その他の包括利益累計額合計	806	1,340
少数株主持分	73	72
純資産合計	40,088	41,125
負債純資産合計	82,674	82,024

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	27,200	30,053
売上原価	23,701	26,456
売上総利益	3,499	3,596
販売費及び一般管理費	3,054	3,047
営業利益	444	549
営業外収益		
受取利息	7	9
受取配当金	66	66
負ののれん償却額	126	125
為替差益	24	109
持分法による投資利益	15	146
その他	82	63
営業外収益合計	323	520
営業外費用		
支払利息	10	8
売上割引	39	41
その他	6	12
営業外費用合計	56	63
経常利益	711	1,006
特別損失		
固定資産除却損	0	-
投資有価証券評価損	2	-
特別損失合計	3	-
税金等調整前四半期純利益	708	1,006
法人税等	263	292
少数株主損益調整前四半期純利益	445	713
少数株主利益	0	0
四半期純利益	444	713

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	445	713
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	358	305
繰延ヘッジ損益	5	4
為替換算調整勘定	102	231
その他の包括利益合計	261	533
四半期包括利益	183	1,246
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	182	1,246
少数株主に係る四半期包括利益	0	0

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 満期手形等の処理

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当第1四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

また、当第1四半期連結会計期間末日約定決済の以下の売掛金及び買掛金が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
受取手形	924百万円	780百万円
支払手形	256百万円	360百万円
売掛金	973百万円	953百万円
買掛金	4,277百万円	4,486百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
減価償却費	82百万円	73百万円
負ののれんの償却額	126百万円	125百万円

(株主資本等関係)

1. 配当に関する事項

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年5月25日 取締役会	普通株式	207	10	平成24年3月31日	平成24年6月11日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月27日 取締役会	普通株式	207	10	平成25年3月31日	平成25年6月11日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

2. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	FAシステム 事業	半導体デバ イス事業	施設事業	情報通信 事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	12,743	10,842	2,038	898	26,522	678	27,200	-	27,200
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	12,743	10,842	2,038	898	26,522	678	27,200	-	27,200
セグメント利益又は損失() (営業利益又は営業損失())	338	246	54	55	475	30	444	-	444

(注)「その他」の内容は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「ソリューション事業」及び「貿易」を含んでおります。

当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	FAシステム 事業	半導体デバ イス事業	施設事業	情報通信 事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	14,056	11,906	2,396	880	29,240	812	30,053	-	30,053
セグメント間の 内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	14,056	11,906	2,396	880	29,240	812	30,053	-	30,053
セグメント利益又は損失() (営業利益又は営業損失())	308	413	52	38	630	81	549	-	549

(注)「その他」の内容は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、「ソリューション事業」及び「MS事業」を含んでおります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額	21円 38銭	34円 35銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	444	713
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	444	713
普通株式の期中平均株式数(千株)	20,779	20,778

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

平成25年5月27日開催の取締役会において、第84期期末配当に関し次のとおり決議いたしました。

配当金の総額	207百万円
1株当たりの金額	10円
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成25年6月11日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年 8 月 7 日

株式会社立花エレクトック

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 川 崎 洋 文 印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 矢 倉 幸 裕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社立花エレクトックの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社立花エレクトック及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。